

1. 「雇用類似の働き方」として保護の在り方を検討すべき対象者について

<中間整理の内容>

- 本検討会の中では、当面は、自営業者であって、労働者と類似した働き方をする者を中心に検討することが適当。
- その際には、交渉力や情報の質及び量の格差の存在等、保護の必要性に関する考え方の整理が必要であり、引き続き検討が必要。
- 経済法や家内労働法等、他法令との関係にも留意が必要との指摘もあり、引き続き検討が必要。
- これらの考え方も踏まえ、「雇用類似の働き方」として保護の在り方を検討すべき対象者については、発注者から仕事の委託を受け、主として個人で役務を提供し、その対償として報酬を得る者を中心に検討することが適当。
その上で、保護の内容ごとに、対象者の具体的な要件を検討することが考えられる。

<今後の検討会での主な検討の方向性（案）>

対象者の具体的な要件は保護の内容ごとに検討することを基本としつつ、各検討課題において共通と考えられる論点について検討してはどうか。

2. 各検討課題等について

<中間整理の内容>

- 各検討課題について、①：本検討会で特に優先的に取り組むべき課題、②：専門的・技術的な検討の場において優先的に取り組むべき課題、③：①・②の検討状況や雇用類似の働き方の広がり等も踏まえつつ必要に応じ検討すべき課題、の3つに整理。
- これまでの本検討会での議論の内容を踏まえ、①：本検討会で特に優先的に取り組むべき課題を中心に、ガイドラインによる対応か、法的な対応かといった手法も含め、スピード感を持って検討を行うことが適当。

<今後の検討会での主な検討の方向性（案）>

- ①本検討会で特に優先的に取り組むべき課題と整理された、
 - ◆ 契約条件の明示、契約の締結・変更・終了に関するルールの明確化等（募集関係／契約の締結・変更関係／契約の終了関係）
 - ◆ 報酬の支払確保、報酬額の適正化等（報酬の支払確保／報酬水準）
 - ◆ 就業条件（安全衛生関係／就業時間、損害賠償額の予定等）
 - ◆ 紛争が生じた際の相談窓口等
 について、年内を目途に一度議論し、その後も、これらの課題を中心に引き続き議論することとしてはどうか。
- 各検討課題ごとに、対象者の具体的な要件や他法令との関係性等も合わせて検討してはどうか。
- 各検討課題について、対応の方向性についても、合わせて検討してはどうか。